

最低制限価格及び低入札価格調査について

建設工事を取り巻く環境が極めて厳しい中、低価格での入札によるダンピング受注は経営の悪化や不適切工事、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など様々な弊害を招くことから、小諸市では建設工事（測量、設計などの建設コンサルタント業務を除く）入札について、原則として「最低制限価格」を設定し、低価格入札を防止しています。

また、最低制限価格を設定しない場合においては、「低入札価格調査」を適用し、低価格での入札に歯止めをかけています。ただし、工事によっては、最低制限価格の設定及び低入札価格調査の適用をしない場合もあります。

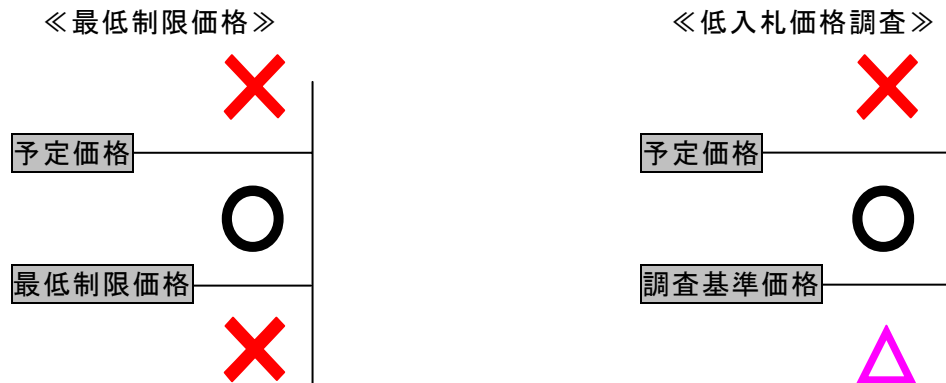
1. 最低制限価格の算定方法

	改定後 (平成 25 年 6 月 1 日以降に公告する工事から適用)	改定前
算定式	次に掲げる額の合計額 ① 直接工事費の 95% ② 共通仮設費の 90% ③ 現場管理費の 90% ④ 一般管理費の <u>55%</u> ※千円未満の端数は切捨て	次に掲げる額の合計額 ① 直接工事費の 95% ② 共通仮設費の 90% ③ 現場管理費の 90% ④ 一般管理費の <u>30%</u> ※千円未満の端数は切捨て
範囲	上記算定式による額が、設計価格の 10 分の 9 を超える場合は 10 分の 9 の額とし、10 分の 7 に満たない場合は 10 分の 7 の額とする。 ※この場合には端数切捨てしない。	上記算定式による額が、設計価格の 10 分の 9 を超える場合は 10 分の 9 の額とし、10 分の 7 に満たない場合は 10 分の 7 の額とする。 ※この場合には端数切捨てしない。

※特別なものについては上記の算定方法によらず、10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲内で適宜の割合を設計価格に乗じて得た額とします。

※低入札価格調査を行う場合の調査基準価格も同様の算定方法です。ただし、この場合には端数は切捨てない。

2. 最低制限価格と低入札価格調査との違い



低入札価格調査の結果、契約に適合した工事の履行がされないおそれがあると認められた場合は、失格とする。